みなさんの意見を反映！

第3次基本計画の改定 ITを活用した市民参加 "eフォーラム"が始まります

eフォーラム（ITを活用した市民参加）
www.esanka.jp

eシンポジウム
- 会議の模様再生
- 発言内容表示
- 議事録の発言あるいは議論全体に意見を投稿

eコミュニティカルテ
- 「eまちあるき」の開催
- まちの様子、統計情報の蓄積・整備
- 電子会議室において意見を投稿

まちづくりシンポジウム
- 三鷹市における地域ケア（7/17実施）
- 安全安心のまちづくり（8/1開催）
- 子どもの居場所づくり
- 三鷹ネットワーク大学（仮称）の展開

改定骨格案・素案に意見を反映

利用登録を開始

市では現在、第3次基本計画の改定を進めていますが、これまで懇談会や会議などに参加しにくかった市民のみなさんの意見を計画に反映するため、ITを活用した市民参加（eフォーラム）を実施します。

これは、インターネット上でシンポジウムの映像と議事録を公開し、意見を書き込む「eシンポジウム」と、市民のみなさんが電子地図上にまちの魅力や課題を投稿し、電子会議室で意見交換を行う「eコミュニティカルテ」からなります。

eシンポジウムは8月2日bから、eコミュニティカルテは、9月下旬から実施する予定です。

◆三鷹市eフォーラムHP www.esanka.jp

※三鷹市ホームページ市民向けトップページからも入ることができます。

「eシンポジウム」

計画改定に向けた市民参加として実施する「まちづくりシンポジウム」のビデオ映像と議事録を臨場感あふれる動画によりインターネット上で公開し、その発言にみなさんが意見を投稿するシステムです。

みなさんからの意見も議論が整理・分類しやすいよう工夫しています。

◆eシンポジウムのテーマと公開予定

◇三鷹市における地域ケア＝8月2日bから
◇安全安心のまちづくり＝8月中旬
◇子どもの居場所づくり（仮題）＝9月下旬
◇三鷹ネットワーク大学（仮称）の展開（仮題）＝ネット上でのみ公開予定、9月以降

まちづくりシンポジウム「安全安心のまちづくり」
▽8月1日a午後1時～3時30分、三鷹駅前コミュニティセンターで。
▼当日、直接会場へ。

「eコミュニティカルテ」

市民のみなさんが電子地図上にまちの魅力や課題を投稿し、電子会議室で意見交換を行うシステムです。まず、市内の団体などにカメラ付のGPS（衛星利用測位システム）携帯電話を貸し出し、まちを実際に歩きながら、その場で写真や意見を電子地図上に投稿する「eまちあるき」を実施します。

次に、電子地図上に掲載された写真や意見をもとに電子会議室を通じて意見を集め、基本計画改定の改定素案などへ反映します。

◆参加方法

三鷹市ホームページにリンクしている「三鷹市eフォーラム」のページから必要事項を記入して登録してください。

なお、閲覧のみで意見の投稿をしない場合は、登録の必要はありません。

⇨企画経営室☎内線2112

基本計画改定に向けたアンケート結果がまとまりました

4・5月に実施した基本計画改定に向けたアンケート結果がまとまりました。

この調査は、平成13年度に策定した第3次基本計画の全32施策の取り組みの重要度と満足度などについて、市民を対象に調査したものです。

報告書は、施策別に改善要望度をランキングにしたり、年齢別、居住地別、職業別など回答者の属性別にクロス集計を図式化するなど結果の特性をわかりやすくしました。

改善要望度の高い施策としては、①安全で快適な道路の整備、②都市交通環境の整備、③子育て支援の充実という結果となりました。

市では、このアンケート結果を受けて、今後の基本計画改定の基礎資料として活用していきます。

※報告書は、相談・情報センターで販売（1部150円）しています。

ご協力ありがとうございました。

⇨企画経営室☎内線2118

三鷹駅南口駅前広場 第2期工事説明会を開催します

市の表玄関・三鷹駅前広場の拡張工事着手にあたり、説明会を開催します。

説明会は、工事の手順、内容およびスケジュールなどを周知し工事期間中の協力を得るものです。

また、コンピューターグラフィックを使って完成イメージをご覧いただき、よりわかりやすく説明していきます。

ぜひご参加ください。

▽①8月5日e午後7時～8時30分、②8月8日a午前10時～11時30分、いずれも三鷹産業プラザ7階会議室で。
▼当日、直接会場へ。
⇨道路交通課☎内線2845

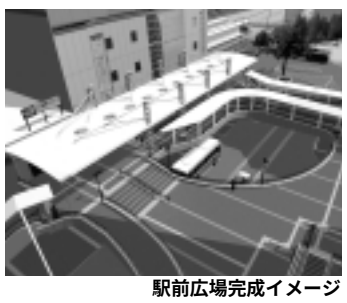
駅前広場完成イメージ

都営住宅の入居者を募集

◆募集戸数　①ポイント方式による募集（家族向けのみ）1千400戸、②単身者向・単身者用車いす使用者向・シルバーピア住宅434戸、③事業再建者向定期使用住宅10戸

※③の主な入居資格は、都営住宅入居資格のほかに、事業の破綻により自己所有の住宅を失った者で、民事再生法による再生計画の認可決定を受けている中小企業の経営者であることなどです。

◆申込書・募集案内の配布

8月2日b～11日d（土、日曜日を除く）に以下で配布。

◇まちづくり建築課（市役所5階）
◇各市政窓口（三鷹駅市政窓口は、平日は午後7時30分まで、8月7日gは午前8時30分～午後5時に配布）
◇都庁、東京都住宅供給公社募集センター、各窓口センター、都内市区役所、町村役場（都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センター内と東京都住宅供給公社募集センターは、8月7日g、8日a午前9時30分～午後5時も配布）。

※③の申込書・募集案内は、東京都中小企業振興公社、各地域中小企業振興センターでも配布します。

※②③の申込書は、8月2日b午前9時～11日d午後6時に、東京都住宅供給公社ホームページからもダウンロードできます。

◆申込方法　郵送で、8月16日bまでに、①③は東京都住宅供給公社募集センターに、②は渋谷郵便局に届いたものに限り受付。

くわしくは募集案内で。

◆問い合わせ　東京都住宅供給公社募集センター☎0570－010810（土・日曜日を除く8月11日dまで）・☎03－3498－8894（それ以降）

⇨まちづくり建築課住宅対策係☎内線2867

都民住宅の入居者を募集

中堅所得者層向けに供給される、都民住宅のあき家入居者（待機者）を募集します。

◆住宅の所在地　都内全域

◆募集戸数（あき家想定戸数）都民住宅（指定法人管理型を含む）約1千700戸

※公社の一般賃貸住宅はこの募集に含みません

◆主な申込資格　①都内に在住または在勤の方、②同居親族（内縁、婚約者を含む）がいる方（単身者不可）、③都が定める所得収入基準の範囲内であること、④確実な連帯保証人を立てられる方（指定法人管理型都民住宅を除き、保証会社の利用も可）

◆申込方法　募集パンフレットにとじ込まれている「申込書」に、必要事項を記入し郵送してください。

◆申込期間　8月12日eまでの消印があり、8月16日bまでに渋谷郵便局に到着したものが有効。

◆申込用紙（募集パンフレット）8月12日eまで、東京都住宅供給公社／募集センターほか、都内および近県約40ヵ所で販売（1部200円税込）

⇨公社募集テレフォンサービス（販売場所について）☎03－3407－3120、公社募集センター（募集に関して）☎03－3409－2244

8月は、個人事業税第1期分の納期です

8月は、個人事業税第1期分の納期です。お近くの金融機関、郵便局または都税事務所（都税支所）・支庁で8月31日cまでに納めてください。

なお、納税には、安心で便利な口座振替もご利用になれます。

くわしくは、都税事務所で。

⇨立川都税事務所☎042－523－3171

「にせ都税職員」にご注意を！

最近、都税事務所職員の名前をかたり、電話で法人のファクス番号や個人の家族構成、金融機関の口座番号などを聞き出そうとする「にせ電話」が多発しています。また、税金の集金を装い、納税者宅を訪問するという極めて悪質な事例も発生しています。

不審な点がある場合には、即答せずに、都税事務所にお問い合わせください。

東京都の税務職員は、電話や訪問時には、必ず、所属・氏名を明示しています。

⇨立川都税事務所☎042－523－3171

不動産登記無料相談

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、土地、建物の調査、測量、境界などの問題について無料相談会を毎月1回開催しています。

▽8月11日d午後1時30分～3時30分、武蔵野スイングビル10階スカイルームで。
▼当日、直接会場へ。
⇨東京土地家屋調査士会武蔵野支部☎33－0755・東京司法書士会武蔵野支部☎22－0743

総合オンブズマン 平成15年度の活動報告

総合オンブズマンは、平成15年度の活動状況を取りまとめ、市長および市議会に報告しました。

総合オンブズマンは、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で市民に代わって調査し、必要な場合は市に意見を述べ、サービス内容などを是正するよう勧告し、または制度を改善するよう提言するなど、迅速な処理を行います。平成15年度におけるオンブズマンの活動状況は、表1・2・3のとおりです。

また、平均処理日数は48・0でした。

⇨総合オンブズマン相談室（相談・情報センター）☎内線2215

（表1）苦情申立て受付状況（単位：件）

区　分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・FAX	電話
件　数	15	14	1	13	2	13	2	0

（表2）組織別内容別苦情申立て受付（調査開始）状況（単位：件）

区　分	受付件数	内　　容
市　民　部	1	①住民票の発行に関すること ②老人保険高額医療費の受け取りに関すること（同一人からの申立て）
健康福祉部	8	障害者支援費制度に関すること
		①障害児の保育園の延長保育に関すること
		②障害児の一時保育に関すること（同一人からの申立て）
		保育園の移行に関すること（4人からそれぞれ提出された。）
		守秘義務違反に関すること
		眼科検診に関すること
都市整備部	2	開発行為に伴う日照障害に関すること
		土地の境界確認に関すること
合　計	11	

（表3）苦情申立て処理状況（単位：件）

区　　分	件数
1　苦情申立人に結果通知をしたもの	13
（1）苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
（2）行政の不備がないもの	11
（3）所管外となったもの	0
（4）そのほか	0
調査することが相当でないもの	2
2　苦情調査を打ち切ったもの	0
3　苦情申立てを取り下げたもの	2